

【 資 料 第 1 号 】
こども未来部こども若者政策課

文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例について

1 制定理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正により、一時保護委託者の登録制度が新設され、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌し、条例で基準を定めなければならない旨が規定された。

今般、令和 8 年 10 月 1 日に一時保護委託者の登録等に関する基準（令和 8 年内閣府令第 16 号。以下「国基準」という。）が施行されることに伴い、区における一時保護委託者の登録等に関する基準を定める。

2 条例の主な内容

- (1) 登録一時保護委託者の一般原則等
- (2) 登録一時保護委託施設の設備の基準
- (3) 登録一時保護委託者における職員の一般的要件
- (4) 養護の内容
- (5) 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等
- (6) その他

3 施行予定日

公布の日の翌日